

『ひとりで悩まず相談を』

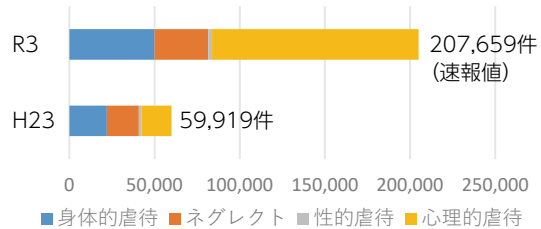
問合せ先 亀山市福祉事務所
(☎83-2425)

児童虐待とは

保護者が監護する児童(18歳未満)に行うもので、次の4つに分類されます。

身体的虐待	殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅しや無視、きょうだい間での差別的扱い、目の前で家族に暴力を振るう、きょうだいに虐待行為を行う など

●児童相談所での虐待相談の内容別件数



厚生労働省の調査によると、令和3年度の虐待相談の件数は207,659件(速報値)で、内容は心理的虐待の割合が最も多く、全体の相談件数は年々増加しています。

●体罰などによらない子育てを広げよう

子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰等を繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。

しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自立した社会生活を送れるようサポートしていくことで、どうすればよいのかを言葉や見本で示すなど、本人が理解できる方法で伝えることが必要です。



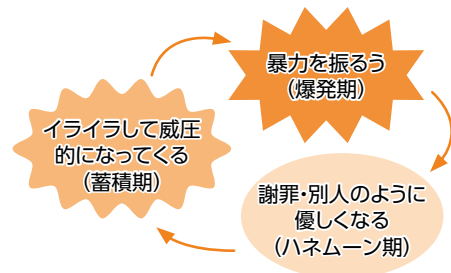
DVとは

配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)人からの暴力を言います。

身体的暴力	殴る、蹴る、髪を引っ張る、刃物などの凶器を体に突きつける など
経済的暴力	生活費を渡さない、仕事に就かせない、勝手に借金を作り返済を強制する など
精神的暴力	大声で怒鳴る、無視する、実家や友人との付き合いを制限する、人前でバカにしたり命令するような口調でものを言ったりする など
性的暴力	無理矢理アダルトビデオ等を見せる、性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない など

●DVの加害者は常に暴力を振っているとは限りません

加害者は、暴力を振った後に一転して「二度としない」と謝ったり、優しくなったりすることがあり、その様子に被害者は「普段は優しいから」、「今度こそ大丈夫」と考えてしまいます。このサイクルが何度も繰り返されるうちに、被害者は心身ともに疲弊し、抜け出すことが難しくなります。
※こうしたサイクルに当てはまらない場合もあります。



相談窓口 **緊急の場合は、最寄りの警察署または110番!**

児童虐待かもと思ったら

ささいな、あるいは断片的な情報でも構いません。連絡した人や内容に関する秘密は守られます。

- 亀山市福祉事務所 ☎83-2425
- 三重県鈴鹿児童相談所 ☎059-382-9794
- 全国共通3桁ダイヤル ☎189(いちはやく)(24時間受付)



DVかもと思ったら

一人で我慢したり自分を責めたりせず、まずはご相談ください。

- 亀山市福祉事務所 ☎83-2425
- 配偶者暴力相談支援センター ☎059-231-5600
- 亀山警察署生活安全課 ☎82-0110

